

## 盛岡商業高等学校寄宿舎給食調理業務 内容明細書

### 1 給食調理業務

給食調理業務とは、献立の作成、食材の発注、受入及び検品、調理、盛付け、配膳、食器類の洗浄、厨房及び食堂の清掃及び整理整頓その他これらの業務に付帯する業務をいう。

### 2 給食対象

給食は、岩手県立盛岡商業高等学校長（以下「校長」という。）が岩手県立盛岡商業高等学校寄宿舎への入舎を許可した者（以下「生徒」という。）に対して提供するものとする。  
校長が特に認めるものについても同様とする。

### 3 給食見込数量

- (1) 委託者は、毎日の給食数量を、原則として給食当日の7日前までに通知するものとする。  
通知した数量に変更があったときは、その都度連絡する。
- (2) 給食見込数量は、おおむね次のとおりとする。

ア 年間	12,555 食
イ 月平均	1,046 食

### 4 調理及び給食の場所並びに給食時間

- (1) 調理は寄宿舎の厨房又は受託者が所有する調理施設で行うものとし、朝夕の給食の場所は寄宿舎の食堂、昼食は学校とする。
- (2) 朝夕の給食時間は次のとおりとする。また昼食については、生徒に確実に届くよう学校に配達又は手渡しとする。

ア 朝食	7時00分 から	8時00分まで
イ 夕食	18時30分 から	20時30分まで

### 5 献立表

- (1) 受託者は、毎日の予定献立表を作成して、5日前までに委託者の承認を受けなければならない。
- (2) 受託者は、給食調理業務完了後速やかに実施献立表を委託者に提出しなければならない。
- (3) 前号の実施献立表は、委託業務仕様書7に定める給食調理業務日誌をもってこれに代えることができる。